

2. 各種相談について

1) 相談支援事業

洞爺湖町では、障がいのある方・家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行う「相談支援事業」を実施しています。(利用料はかかりません。)

《事業内容》

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、地域自立支援協議会の運営、住宅入居等支援事業

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006